

**農業委員会だより****主な内容**

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 農業委員会の活動内容          | ..... 1   |
| 農業委員・農地利用最適化推進委員募集  | ..... 2~3 |
| 女性推進委員座談会           | ..... 3   |
| あなたの土地が狙われています、権限移譲 | ..... 4   |

# あぜみち

No.99

令和8年2月

**農業委員会の活動**

地域農業を支える農業委員会の活動を紹介します。

**①農地を守り  
活かす取り組み**

農地法等に基づく法令業務の執行、今後の経営意向の聞き取りと調整を行う。

**②担い手の育成**

認定農業者等の経営体への農地の利用集積、経営改善の支援、農業者年金の加入推進活動を行うなど、農業・農業者に関する情報を提供する。

**③農政活動**

農地利用の最適化に取り組む中で、現場の意見を受け入れ、関係する行政機関等に意見を提出する。

**④地域活動**

地産地消の取り組みや、特産品づくりなど、地域の農業の活性化を目指した活動を行う。

**⑤情報活動**

農業者の経営と暮らしを応援するため、全国農業新聞の普及推進や地域農業の情報提供を行う。

行田市農業委員会総会の様子

**農業委員・農地利用  
最適化推進委員の業務**

農業委員・推進委員に最も期待されている業務は、農地利用の最適化です。農地利用の最適化は、主に以下の3つの活動から成り立っています。

**担い手への  
農地の集積・集約化**

- 農地所有者や担い手の意向把握と利用調整
- 地域計画等の話し合いへの参加

**遊休農地の  
発生防止・解消**

- 農地パトロール
- 遊休農地再生に向けた働きかけ
- 遊休農地の利用意向調査

**新規就農・  
新規参入の促進**

- 就農希望者や参入希望企業の相談対応、農地のあっせん
- 新規就農者に貸し出しうける農地の特定

**基幹的農業従事者の約4割を占める女性たち。全国では、多くの女性委員が活躍しています。  
地域の農地を守り持続可能な農業を創るために女性の力が必要です。**

**活動例 1**

- 地域住民の意向を親身に聞き入れ、適切な農地のあっせんを行うとともに、意向を反映した地図を作成した

**活動例 2**

- 遊休化を防ぐため、自分の担当地区を見回り、地区内の農地に異常がないか確認した

**活動例 3**

- 就農希望者が希望する作物に適した農地を探したり、就農にあたっての相談を受けるなど、きめ細かい支援を行った

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します!

行田市および行田市農業委員会では、以下のとおり、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。より多くの視点を反映させるため、女性委員の登用を積極的に進めています。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法令に基づく毎月の総会審査</li> <li>●最適化推進の指針の作成、市長等への意見書の提出</li> <li>●農地利用最適化業務（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動</li> <li>●農地中間管理機構との連携</li> <li>●農地パトロール</li> <li>●農業振興業務（農業者年金、全国農業新聞の普及）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担当地域の審査案件の現地調査</li> <li>●最適化推進の指針の作成に対して意見を述べる</li> <li>●農地利用最適化業務（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための現場活動</li> <li>●農地中間管理機構との連携</li> <li>●農地パトロール</li> <li>●農業振興業務（農業者年金、全国農業新聞の普及）</li> </ul>
募集人数	13人	20人（別表の地区番号ごとに1人）
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日	
報酬	月額36,000円	月額35,000円
	農業委員会の活動による農地集積の実績に応じ、国の交付金の範囲内において市長が定める基準により算定した額を別に支給します。	
身分	非常勤特別職	
募集期間	令和8年2月12日(木)から3月13日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)	
推薦及び応募資格	農地に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の調整を行うことができる方。
委員になれない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。</li> <li>●拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。</li> </ul>	
推薦及び応募方法	適任と思われる方を、本人の同意を得て3人以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、募集期間中に農業委員会事務局に所定の書類を提出してください。書類は農業委員会事務局でお受け取りいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。	
選考方法	推薦または応募の理由、経歴、年齢、地域などを考慮し選考します。	
任命及び委嘱方法	選考委員会による候補者の選考を踏まえて、市長が市議会の同意を得て任命します。	選考委員会による候補者の選考を踏まえて、農業委員会が総会の決定を得て委嘱します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業委員は、過半数が認定農業者であることや、農業者以外の方で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上含めなければなりません。また、農業委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮します。</li> <li>●農業委員と農地利用最適化推進委員は、同時に推薦・応募できますが、兼職はできません。</li> </ul>	

## 〔別表〕農地利用最適化推進委員の担当区域

地区番号	担当区域	地区番号	担当区域
①	行田、本丸、天満、城南、中央、宮本、栄町、旭町、向町、緑町、忍1・2丁目、大字忍、矢場1・2丁目、城西1・2・3丁目、佐間1・2・3丁目、大字佐間、谷郷1・2・3丁目、大字谷郷	⑪	大字小見、大字白川戸、大字荒木(⑩以外の字)
②	大字小敷田、大字中里、大字皿尾	⑫	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目、藤原町1・2・3丁目、長野1・2・3・4・5丁目、大字長野、大字若小玉(字八反田、字勝呂、字中村、字鞘戸、字枳、字六本木)
③	大字上池守、大字下池守、大字和田	⑬	大字小針、大字若小玉(⑫以外の字)
④	大字斎条	⑭	大字下須戸
⑤	大字北河原、大字酒巻	⑮	大字藤間、大字真名板、大字関根
⑥	大字南河原	⑯	清水町、壹里山町、押上町、門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、西新町、深水町、持田1・2・3・4・5丁目、大字持田、城西4・5丁目、駒形1・2丁目、大字前谷
⑦	大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋	⑰	大字下忍、大字樋上、大字堤根
⑧	大字下中条、大字須加(字役田、字六反、字四ツ家、字舟川、字小稻荷、字中原、字梅ノ木、字伊勢六、字大稻荷)	⑱	大字渡柳、大字利田、大字埼玉(字丸墓通、字富士山通、字上埼玉通、字曾根通、字宮前通)
⑨	大字須加(⑧以外の字)	⑲	大字埼玉(字中道通、字愛宕通、字下埼玉通、字百塚通、字下屋敷通、字中通、字大和田通、字前谷通、字諏訪通、字片原通、字稻荷通、字境松通、字二丁野通、字尾崎通)
⑩	大字荒木(字柳町、字寿町、字根岸、字郷地裏、字羽鳥、字町屋、字音羽、字新堀、字宿ノ内、字野土、字内小谷、字相生、字田町、字荒木、字前内手、字前田、字高砂、字土手、字長善沼、字石橋、字六本木、字荒宿、字久保町、字相ノ谷)	⑳	大字野、大字埼玉(⑲以外の字)

女性推進委員  
座談会

行田市農業委員会には、3名の女性推進委員が在籍しています。今回、3名にお集まりいただき、委員活動の動機や感想、両立の秘訣、女性農業者へのメッセージについてお伺いしました。

## ● 委員になろうと思ったのはなぜですか？

○不耕作地となっている農地の現状を見て、今後の農地利用や農業後継者の輩出について、何かできることはないかと思い、推進委員になりました。

## ● 仕事と私生活と委員業務を両立しているコツを教えてください。

○農業の仕事量は季節により異なります。農業が落ち着いた時期に委員業務を行うことが多いです。また、家族の協力により家事分担をしたり、体力の維持にも気を使っています。

○きつかけは、女性も委員としての登用があると薦められたことです。農業や農業委員会についての広い知識を深められると思い、チャレンジしました。

女性委員になつて感じたことは？

○近隣市で構成されている協議会や県主催の研修会があり、知見を広げながら農業を進めることができました。

○先代が守り続けてきた農地を開発するか守護するかは、現社会を生きる私達の責任であることを改めて感じています。

● お願いします。  
女性農業者へメッセージを

## 豊かな老後生活のために 加入しませんか? 農業者年金

国民年金に上乗せする公的な年金制度です

- ①農業者なら広く加入できる
- ②少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型
- ③80歳までの保証がついた終身年金
- ④保険料は自由に決められる
- ⑤税制面で大きな優遇措置
- ⑥保険料の国庫補助

くわしくは農業委員会事務局まで



## あなたの土地が 狙われています

近頃、言葉巧みに話を持ち掛けで同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂などを堆積する事が県内で多数発生しています。土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂などの堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶことがあります。都合の良い話があつても、安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

## 購読しませんか?

全国農業新聞は、農業及び農政の現状を中心に農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします!

週刊／月4回金曜日発行

【購読料】令和8年3月まで  
月700円 年間 8,400円  
(消費税込み)

令和8年4月から改定により  
月900円 年間10,800円  
(消費税込み)

お申し込みは農業委員会事務局へ



## 農地転用の許可権限が 行田市に移譲されます

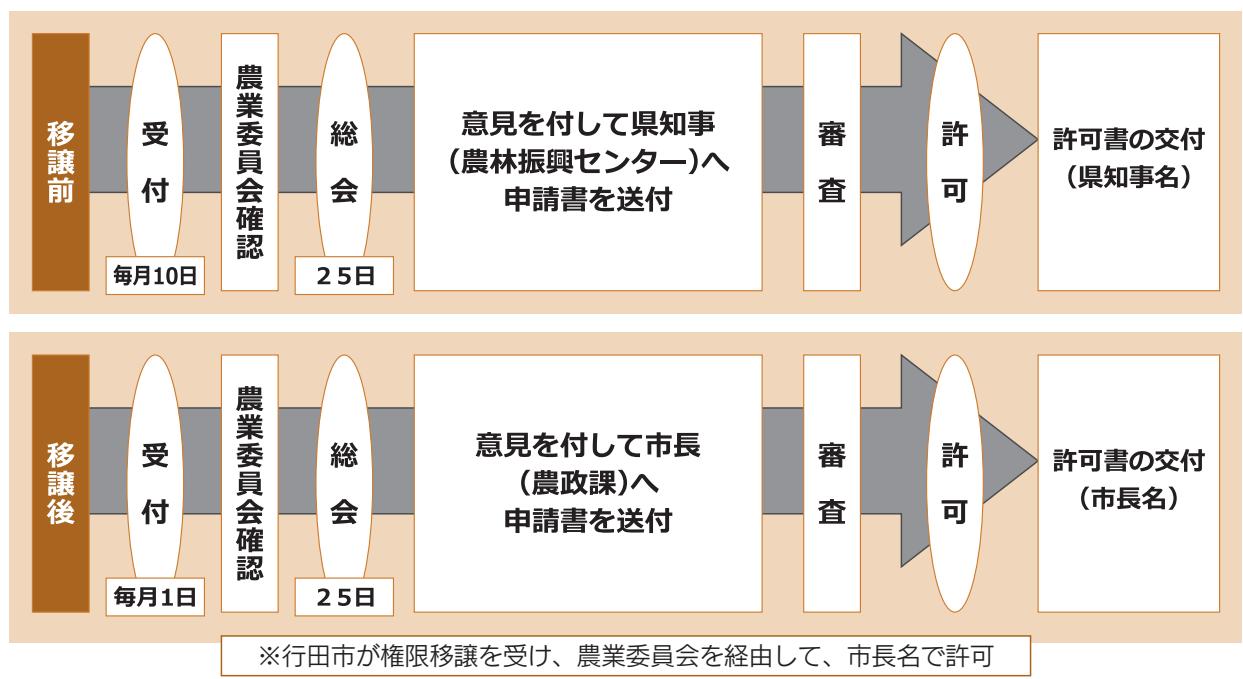
令和8年4月1日より、農地転用許可権限が埼玉県から行田市に移譲されます。

行田市の農地転用許可については、これまで行田市農業委員会を経由し、埼玉県知事が許可を行っていましたが、今後は、4 ha (4万m<sup>2</sup>) 以下の農地転用については、行田市長名で許可書を交付します。

この権限移譲により、農地法許可申請の事務手続きの迅速化が図られ、申請から許可書交付までの期間が短縮されます。

## 農地転用許可の権限移譲

令和8年4月1日から農地転用許可等に関する権限が埼玉県から行田市に移譲されます



【編集・発行】

発行日／令和8年2月(No.99)  
編集・発行／行田市農業委員会

〒361-0052 行田市本丸2番20号  
TEL : 048-580-3014  
E-mail : nogyo@city.gyoda.lg.jp

題字写真：[令和7年度田んぼアート]

「劇場版『鬼滅の刃』無限城編」とコラボレーションしたデザイン